平成２１年（フ）第７５４号
神奈川県小田原市本町４丁目５番５号、前住所神奈川県小田原市本町４丁目５番55号
破産者　浜　　勝行
1　決定年月日　平成22年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４９号
長野県千曲市大字若宮1305番地95
破産者　児玉　順一
1　決定年月日　平成22年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第４６２号
長崎県長崎市大浜町1605番地１　コアマンションマリナシティＡ―510号
破産者　桑原　　仁
1　決定年月日　平成22年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１９４１号
仙台市若林区若林５丁目８番33―309号
破産者　千葉　浩子
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２０年（フ）第２７８号
仙台市青葉区立町２―14　グランドマスト広瀬通202号室
破産者　曽根　正弘
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１５０号
秋田県仙北郡美郷町金沢西根字下千間谷地70番地
破産者　千葉　健一
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２０年（フ）第２６０号
山形市南館２丁目５番９―Ｃ―101号　ハナヤコーポラス
破産者　菅原　　茂
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４６９号
山形県東村山郡山辺町大字北垣72番地２
破産者　菅井　睦雄
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１４８号
山形県米沢市東３丁目９番30号
破産者　泉谷　佳代（旧姓伊藤）
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第２６４号
福島県郡山市逢瀬町多田野字北原山13番地、住民票上の住所福島県田村郡三春町大字上舞木字大谷ツ44番地の10
破産者　伊藤　義浩
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第１７９号
神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴76番地８
破産者　橋本　雅夫
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第２８２号
神奈川県川崎市麻生区百合丘３丁目26番地16ビラ百合丘205、前住所神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴76番地８
破産者　橋本すみれ
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７号
新潟市西区鳥原632番地24
破産者　伊藤　　保
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２４５号
長野県松本市村井町北１丁目３番１号　芳川コーポＡ210、開始決定時の住所長野県松本市大字芳川村井町721番地25　芳川コーポＡ210
破産者　岩田　彩子
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２０年（フ）第９５６５号
大阪府池田市八王寺１丁目４番20―406号
破産者　中邨　政治
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５９１３号
大阪府豊中市西泉丘３丁目11番５―201号、開始決定時の住所大阪府豊中市西泉丘３丁目11番１―201号
破産者　安藤　五郎
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３６０号
大阪府大東市御供田３丁目３番32号
破産者　石丸　康一
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３１５号
大阪市旭区太子橋３丁目２番７―407号、営業所所在地大阪市天王寺区空堀町11―20―３Ｆ―23
破産者　オーティーオーアーキ一級建築士事務所こと　末松　利紀
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０３８４号
兵庫県神戸市須磨区白川台３丁目62番３号―305、開始決定時の住所大阪府東大阪市俊徳町３丁目７番32―302号
破産者　笠原　康正
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部